

1 概要 ● 訓練日時 平成30年4月15日(日)9:00~11:00

● 訓練参加者 実際に要配慮者(高齢、障がい児等)及び家族の方々に参加いただき訓練を実施

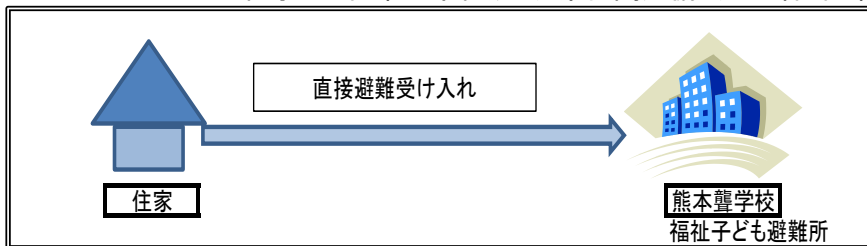
● 訓練概要 熊本聾学校福祉(子ども)避難所への避難訓練並びに避難所開設、運営訓練

- 連携団体
- ①若葉小校区防災連絡協議会
 - ②熊本聾学校、熊本支援学校東町分教室
 - ③特別老人ホーム「ハーモニー」
 - ④熊本市手をつなぐ育成会・熊本県自閉症協会

2 訓練内容 ●福祉子ども避難所(特別支援学校)への避難訓練

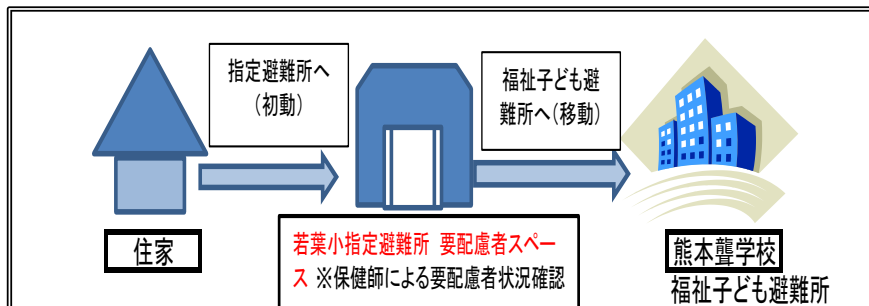
【ケース①】 自宅から福祉子ども避難所への直接避難受入

■在学生2世帯&市育成会・県自閉症協会から各1世帯(全計4世帯程度)参加



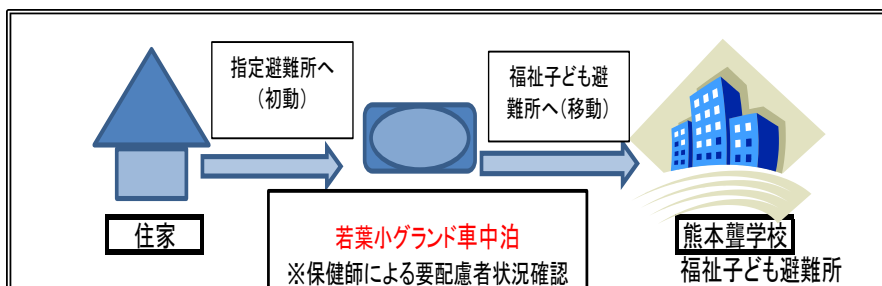
【ケース②】 若葉小指定避難所経由での福祉子ども避難所への移動受入

■市育成会・県自閉症協会から各2世帯(計4世帯)参加



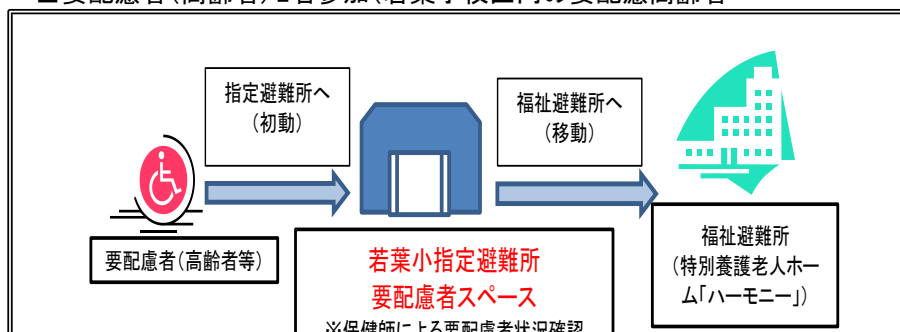
【ケース③】 若葉小グランド車中泊障がい児世帯の福祉子ども避難所への移動受入

■市育成会・県自閉症協会から各1世帯(計2世帯)参加



●福祉避難所(特別養護老人ホーム)への避難訓練

■要配慮者(高齢者)2名参加(若葉小校区内の要配慮高齢者)

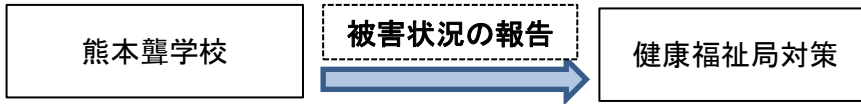


3 「福祉子ども避難所」の開設・運営訓練

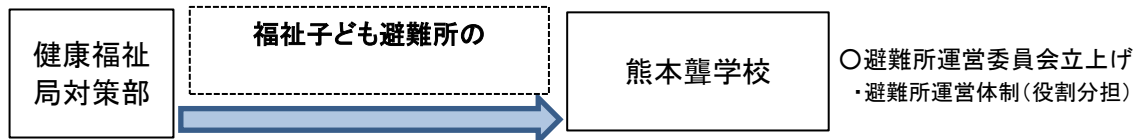
【手順①】



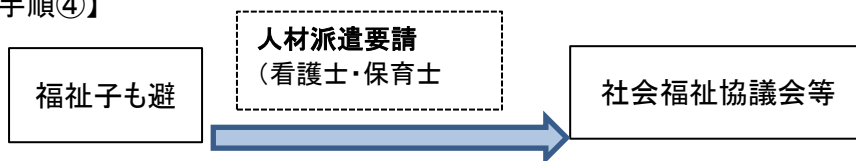
【手順②】



【手順③】



【手順④】



【手順⑤】



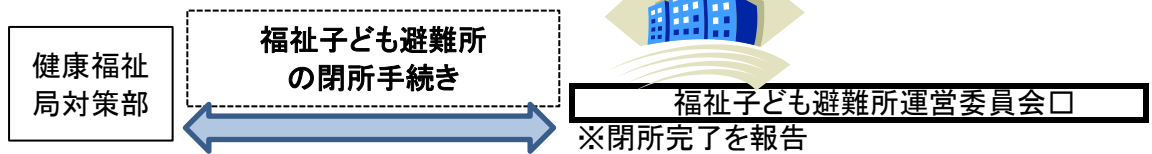
【手順⑥】



【手順⑦】



【手順⑧】



4 若葉校区避難所運営委員会による炊き出し・非常食試食

- ①福祉子ども避難所(熊本聾学校)の訓練終了後→若葉小へ
- ②福祉避難所(特別老人ホーム「ハーモニー」)の訓練終了後→若葉小

福祉子ども避難所避難訓練及び開設運営訓練後の主な意見等

(1) 各特別支援学校からいただいた主な意見に対する本市の方針

- ① **訓練の詳細について、何処で何が行われているか掲示や案内が無く参加者等に伝わらなかった。**
(本市の方針) 避難所は体育館、市対策部との情報伝達は事務室ということで、動きが全ての人に伝わらなかった。今後、訓練の詳細が参加者に分かるよう説明しながら行うように努める。
- ② **今回、手話通訳者の配置があった。障がい者の方々に正しく情報が伝わるような配慮が必要**
(本市の方針) 聴覚障がいの方の意思疎通を支援するために手話通訳者の配置を行った。緊急時に常に配置できるものではないが、様々な手段で情報が正しく伝わるような配慮を推進する。
- ③ **避難者の状況等の聞き取りを教職員も行ったのは対応が分かっているので良いことである。**
(本市の方針) 障がいの特性に応じた対応を熟知されている教職員の方に行っていただくことで、避難者の安心と共に、その後の適切な支援に繋がっていくものと思われる。
- ④ **障がい種別や特性に応じたスペースの区割りなど配慮が必要と感じた。**
(本市の方針) 障害種別や特性に応じた区割り、あるいは、より配慮を要する方へは教室等の利用等必要と思われるので、可能な限りスペースの確保に努める。
- ⑤ **混乱の中での聞き取りは難しい、障がい児者が事前に必要事項を記載したものを持参すべき**
(本市の方針) 本市のヘルプカードには、聞き取るべき内容に非常に近い内容が記載できるので、災害時に役に立つことなどを含めて、このカードの普及を進めたい。
- ⑥ **福祉子ども避難所の受入対象外の方が避難してこられた際の対応はいかにすべきなのか**
(本市の方針) 対象外の方が避難してこられることは十分予想できる。危険な状況においては一旦受入れることは止むを得ないが、対象者と分離したスペースに誘導すべきと思われる。その後、福祉子ども避難所であることを説明し指定避難所へ移動されるよう依頼する。
- ⑦ **障がい児者の支援や避難所運営にあたり、一緒に避難されて来る保護者の役目も明確にすべき**
(本市の方針) 障がい児等と一緒に避難してこられるご家族も支援者である。更に、避難所運営上の必要な役割も担っていただくことをマニュアル上でも明記したい。
- ⑧ **大規模災害時に特別な配慮を要する児童等の福祉子ども避難所になることの周知が必要**
(本市の方針) 本避難所の果たす役割を市民や地域の方々に理解していただくよう十分な周知を図る。

(2) 参加いただいた障がい者団体からの主な意見に対する本市の方針

- ① **障がいの特性から指定避難所（体育館）へ入れなかった。そのような方への配慮も必要**
(本市の方針) 熊本地震の経験から、指定避難所において要配慮者スペースを設けることや必要に応じ教室等を利用できることが地域防災計画の避難所マニュアルで定められたので、実際の場面ではこのような配慮が行われるので、可能であれば本スペースをご利用いただきたい。
- ② **指定避難所等での保健師聞き取りが順調に行くよう、聞き取り事項を記載したカードなどを、普段から身につけておくべきと思われる。**
(本市の方針) 平時から聞き取り項目を記載しておくことは保健師活動に有効であると思われる。本市のヘルプカードには、聞き取るべき内容に非常に近い内容が記載できるので、災害時に役に立つことなどを含めて、このカードの普及を進めたい。
- ③ **各支援学校を担当する職員等は事前に決めておき、支援者がいち早く到着することが肝要**
(本市の方針) 発災後即市職員3名が向かうこととしているので、マニュアルの確定及び協定締結までに担当者を決め、責務を果たすため至急の行動を指導する。支援学校においても教職員の方が駆けつけていただき支援者となられることはご理解いただいている。
- ④ **福祉子ども避難所の対象者は未就学児も18歳超の方も含めるとともに、障がい種別も限定されず、同所への避難が確実に行われるよう周知徹底すべき。**
(本市の方針) 対象者は特別支援学校や特別支援教室の在校生及び未就学の障がい児童と家族、並びに障がいの特性上、指定避難所での生活が困難な障がい者の方と家族を考えている。また、障がい種別を限定することは考えていない。
同所への避難が確実に行われるよう周知徹底すべきのご意見については、特別支援学校等の在校生及び未就学の障がい児と家族は福祉子ども避難所への直接避難を考えているが、その他（18歳超の方等）の方は指定避難所等での保健師確認を行い、区や市対策部の連携後、必要に応じた決定（その方の状況によっては、社会福祉施設等の福祉避難所での対応が必要などの判断も行う。）を受けていただくこととなる。このような点を含め周知して参りたい。
- ⑤ **指定避難所等での聞き取り後の福祉子ども避難所受入の決定は保健師の判断でその場で行うべき**
(本市の方針) 前述（④）のとおり、福祉（子ども）避難所への受入の決定は、直接避難できる方を除き、保健師確認後に区や市の対策部の連携で決定を行うこととしている。（その方の状況によっては、社会福祉施設等の福祉避難所での対応が必要などの判断も行う。）いずれにしろ迅速な決定に努める。
- ⑥ **今回のような訓練を繰り返し行うとともに、地域の方にも理解を得られるように努めてほしい**
(本市の方針) 福祉子ども避難所は地域の理解が重要であるため周知を図る。また、大規模災害発生時に福祉子ども避難所の開設運営が適切に行われるよう定期的な訓練実施に努める。